

令和6年4月1日

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業

事業所番号 1370805333

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」「事業対象者」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇目次◇

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域および営業時間	3
4	職員の配置状況	3
5	当事業者が提供するサービスと利用料金	3
6	利用の休止、中止、変更、追加について	5
7	契約締結からサービス提供までの流れ	6
8	サービス提供における事業者の義務	8
9	サービス利用に関する留意事項	8
10	非常災害及び感染症対策	9
11	事故発生時の対応	9
12	損害賠償について	10
13	第三者評価の実施状況	10
14	サービス利用をやめる場合（契約の終了について）	10
15	当事業所における苦情の受付	12

1 事業者

- (1)法人名 株式会社健美陽
- (2)法人所在地 東京都江東区福住一丁目 13番 15号
- (3)連絡先 TEL : 03-3643-9395 FAX : 03-3643-9395
- (4)代表者氏名 代表取締役 杉本陽子

2 事業所の概要

- (1)事業所の種類 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2)事業所の目的 事業所の従事者が、「要介護」「要支援」「事業対象者」状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「地域密着型通所介護等」という。）を提供する事を目的とします。
- (3)事業所名称 シニアスクール デイサービス洲崎
- (4)事業所所在地 東京都江東区東陽 5-3-9 1F
建物の構造：鉄骨造 3階建ての 1階 建物の延べ面積：41.89 m²
- (5)連絡先 TEL : 03-6312-3588 FAX : 03-6325-2726
メールアドレス : info@kenbiyou-susaki.com
ホームページ : <http://www.kenbiyou-susaki.com/>
- (6)管理者氏名 千葉周平
- (7)運営方針
 - ①事業所の従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに家族の心身的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。
 - ②事業の実施にあたり、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供を行います。
- (8)利用定員 12名 (介護予防型通所[介護一体型] 2名含む)

3 事業実施地域および営業時間

(1)通常の事業の実施地域

江東区

(2)営業日及び営業時間

営業日	月～金 祝日・年末年始・夏季休業は除く
受付時間	8：45～17：45 ※電話の受付は上記時間以外でも受け付けております。受付担当者の状況により電話に出られない可能性があります。その場合は、留守番電話にて伝言を残していただくか、折り返しの連絡をします。
サービス提供時間	10：00～15：30

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護等のサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1 管理者	1.0名	1.0名
2 介護職員	3.0名	1.0名
3 生活相談員	3.0名	1.0名
4 看護職員	0.0名	0.0名
5 機能訓練指導員	1.0名	1.0名

〈配置職員の職種〉

- ・介護職員…ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- ・生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ・機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1)介護保険の給付となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。尚、利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。

(2)サービスの概要及び利用料金（契約書第6条参照）

ご契約者の要介護に応じて、介護報酬上の金額から自己負担額（負担割合証に準ずる1～3割）をお支払い下さい。

江東区は地域区分が「1級地」である為、単位数に10.90円を乗じた金額が料金となります。

■地域密着型通所介護 「5時間以上6時間未満」

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	総額
要介護 1	657	717 円/回	1,433 円/回	2,149 円/回	7,161 円/回
要介護 2	776	846 円/回	1,692 円/回	2,538 円/回	8,458 円/回
要介護 3	896	977 円/回	1,954 円/回	2,930 円/回	9,766 円/回
要介護 4	1,013	1,105 円/回	2,209 円/回	3,313 円/回	11,041 円/回
要介護 5	1,134	1,236 円/回	2,472 円/回	3,708 円/回	12,360 円/回
個別機能訓練加算ⅠⅠ	56	61 円/回	122 円/回	183 円/回	610 円/回
個別機能訓練加算Ⅱ	20	22 円/月	44 円/月	66 円/月	218 円/月
科学的介護推進加算	40	44 円/月	88 円/月	131 円/月	436 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ				合計単位数の 8.0%に相当する額	
送迎減算（自己送迎の場合）				-47 単位/片道	

■介護予防・日常生活支援総合事業「介護予防型通所 介護一体型」

	単位	1割負担	2割負担	3割負担	総額
要支援 1	290	317 円/回	633 円/回	949 円/回	3,161 円/回
送迎加算	42/片道	46 円/回	92 円/回	138 円/回	457 円/回
要支援 2	301	328 円/回	656 円/回	984 円/回	3,280 円/回
送迎加算	47/片道	52 円/回	103 円/回	154 円/回	512 円/回
初回受入加算	100	109 円/月	218 円/月	327 円/月	1,090 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ 1	144	157 円/月	314 円/月	471 円/月	1569 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ 2	290	317 円/月	633 円/月	949 円/月	3161 円/月
科学的介護推進体制加算	40	44 円/月	88 円/月	131 円/月	436 円/月

※「事業対象者」は「要支援 1」と同額となります。

■自費料金（別紙記載）

昼食代	700 円~/回
飲み物おやつ代	200 円~/回
おとの学校メソッド教材(教科書)代	1,650 円/月 ※購入は契約者が任意に選択可能

(3)ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。又、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防・日常生活支援総合事業計画（以下「居宅サービス計画等」という）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(4)介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約書の負担額を変更します。

(5)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

- 介護保険給付の支給限度額を超える地域密着型通所介護等のサービスを提供した場合、その費用を負担いただきます。

(6)利用料金の支払い方法（契約書第6条参照）

支払い方法	支払い要件等
口座引落	<ul style="list-style-type: none">サービスを利用した月の翌月27日（祝休日の場合は直前の平日）にご契約者が指定する口座より引き落とします。通帳印字→「DF. デイ スサキ」
現金払い	<ul style="list-style-type: none">サービスを利用した月の翌月に請求書を発行します。

6 利用の休止、中止、変更、追加について（契約書第7条参照）

(1)利用予定日の前に、ご契約者の都合により地域密着型通所介護等のサービス利用を休止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービス実施日の前日17:30までに事業者に申し出て下さい。

(2)利用予定日の前日17:30までに申し出がなく、当日に利用の休止の申し出をされた場合は、当日取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。（別紙記載）

イ.ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ロ.体調不良等による休止の場合でも、事前にご連絡がなく送迎時等に休止の申し出があった場合は、当日取消料をお支払いしていただく場合があります。

ハ.生活保護券取得のご契約者も、自費料金での当日取消料が発生します。

利用予定日の前日17:30までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17:30以降に申し出があった場合	昼食代として当日取消料が発生
利用予定日の当日に申し出があり(2)イの事由の場合	昼食代として当日取消料が発生
利用予定日に当日に申し出があり(2)ロの事由の場合	昼食代+当日の利用料金（基本料金の自己負担額）として当日取消料が発生

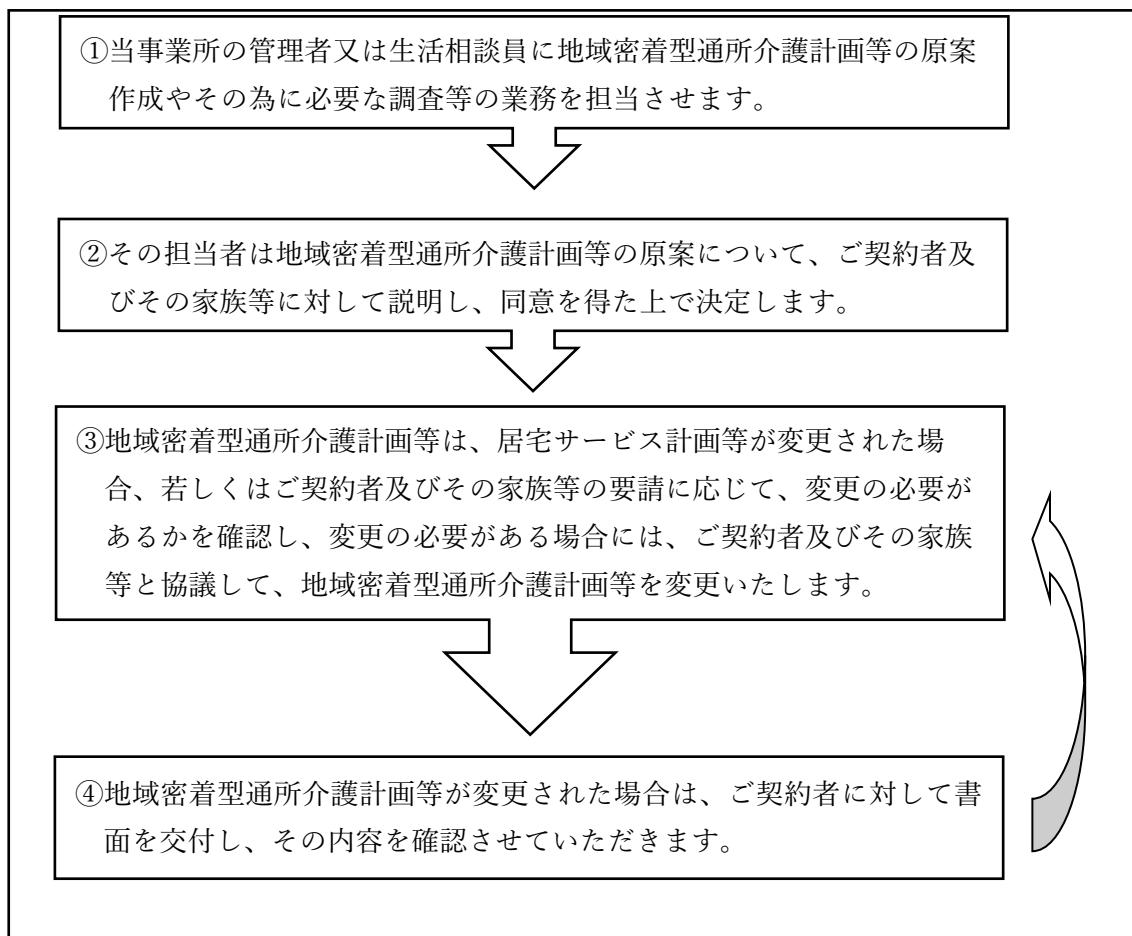
(3)サービス利用の変更、若しくは新たなサービスの追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合は、別途利用可能日時を提示して協議します。

(4)サービス利用の中止について

- ・長期での利用中止の申し出がある場合、中止期間は原則2ヶ月間となります。
- ・上記期間以上の場合は、事業所若しくは担当ケアマネージャーまで申し出て下さい。申し出がない場合は、自動的に利用枠から外れる形となります。（利用枠から外れるのみとなりますので、契約終了ではありません。）
- ・2か月間を通し、利用頻度が予定利用回数の20%に満たさない場合も利用枠から外れる対象となります。契約者的心身の状況を斟酌して相当と認められた場合に限ります。

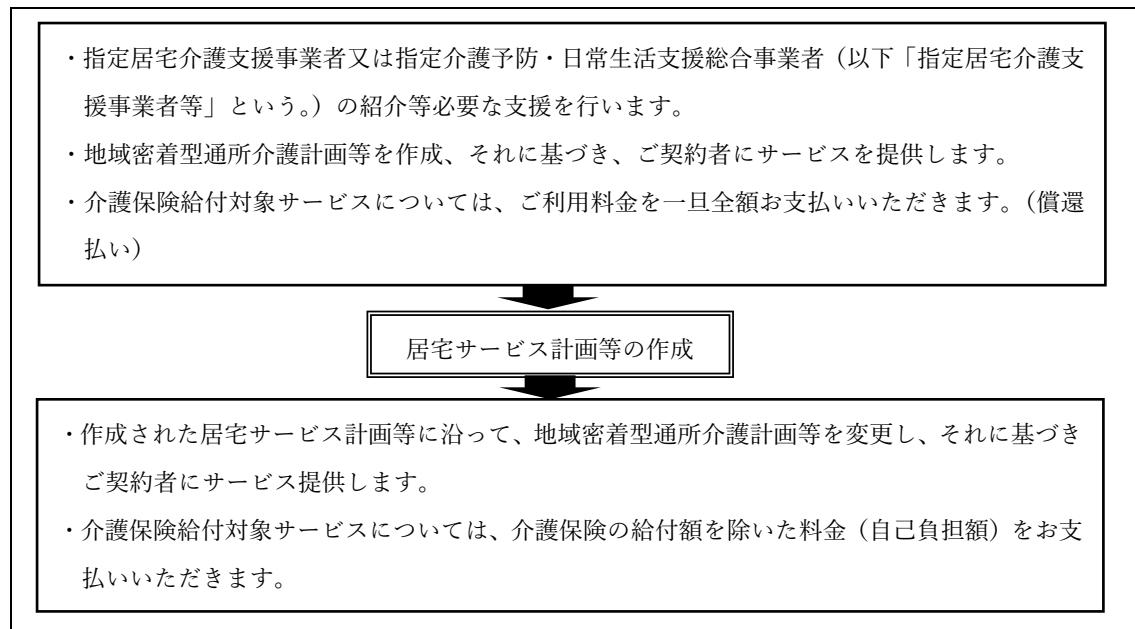
7 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

- (1)ご契約者に対する具体的なサービス内容や提供方針については、居宅サービス計画等がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する地域密着型通所介護計画又は介護予防・日常生活支援総合事業計画（以下「地域密着型通所介護計画等」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

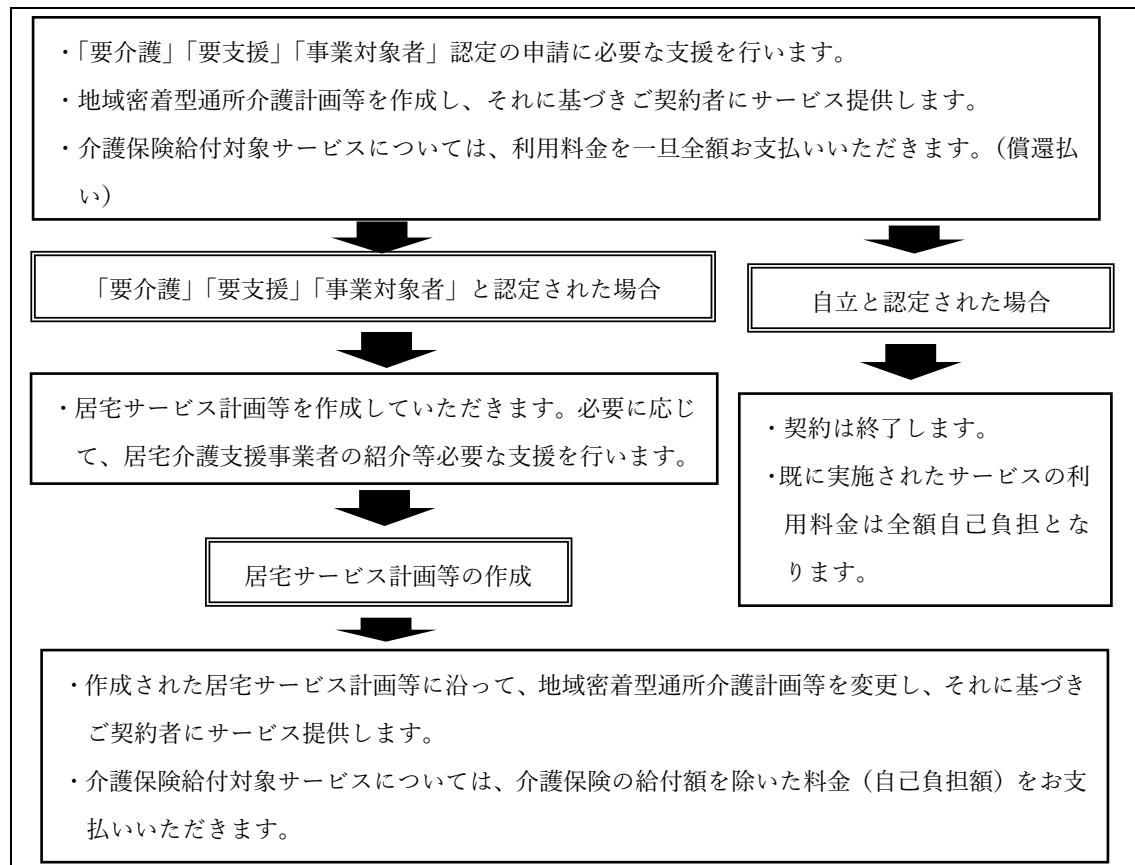


(2)ご契約者に係る居宅サービス計画等が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けている場合



②介護認定を受けていない場合



8 サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次の事項を守ります。

- (1)ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- (2)ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- (3)ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (4)ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連携を行う等必要な措置を講じます。
- (5)事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたり知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。又、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、予め文書にて、ご契約者の同意を得ます。

9 サービス利用に関する留意事項

- (1)施設、設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- ・施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。
- ・サービス提供時間帯は、訓練目的以外の外出は、安全上出来ません。
- ・サービス提供時間帯は、私用での早退は認められません。但し、緊急を要する事由がある場合、又は、予めお知らせいただいた場合はこの限りではありません。

- (2)送迎に関する注意

- ・利用日前日に送迎時間のご連絡をします。（別紙参照）
- ・送迎サービスは、ドア・ツー・ドアを基本とします。ただし、住宅状況や道路状態等により送迎しやすい場所で待機していただく場合もございますので予めご了承下さい。
- ・運転中、危険を回避するため、やむを得ず急ハンドル・急ブレーキをかける場合もありますので、シートベルトを必ず着用し安全に配慮していただきます。又、車両が完全に停止するまでシートベルトの着用をお願いします。
- ・ご提示させていただいた時間に到着するよう配慮していますが、道路事情や車両に同乗される方の身体等の事情により予定到着時間に誤差が生じる場合があります。大幅に時間が変更となる場合には、施設からご連絡します。
- ・送迎中の途中下車は安全上、出来ません。

(3)お持物・服装に関する注意

- ・お荷物に関しては、初回ご利用時にお渡しする「ご利用連絡帳」をご持参ください。
- ・利用料金を除く金品、貴重品、お菓子等のお持ち込みはご遠慮していただいております。
紛失した場合、当事業所では責任を負うことが出来ません。
- ・他利用者又はサービス従事者に対して、金品物品の受け渡しはご遠慮していただいております。
- ・動きやすい服装でお越し下さい。スカート、ハイヒール、サンダル、裸足でのご利用は安全上、厳禁となります。

(4)喫煙

- ・当事業所および送迎車内での喫煙は出来ません。

10 非常災害対策

事業所は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特徴に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

サービス提供時において、地震、火災、風水害等の非常災害が発生した場合は、非常災害対策計画及び緊急時対応マニュアルに基づき適切な対応を行います。

- (1)事前に警報等が出ている場合は営業を中止にします。(契約書第14条参照)
- (2)サービス提供時において、警報等の発令又は営業の継続が不可能と判断した場合は提供時間内であっても速やかにご自宅に送迎します。
- (3)道路事情、ご家族の事情等により自宅への送迎が困難の場合は、原則、緊急避難場所へ誘導します。
- (4)非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供出来る体制を担当ケアマネージャーと検討致します。

11 感染症対策及び衛生管理等

- (1)指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4)感染症対策に係わる取り決めについて(別紙参照)

1.2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 千葉 周平
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1.4 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 5 事故発生時の対応

- (1)事故が発生した場合は、ご家族に報告すると共に、事前の打ち合わせに基づき、適切かつ誠実に対応します。又、事故に至った経緯および様態を直ちに調査し、事実を正確に把握します。
- (2)事故発生後は、速やかに市区町村および関係機関へ正確に事故発生の報告をします。
- (3)発生した事故は、二度と繰り返さない為の対策と予防訴追を早期に実施します。
- (4)非常災害及び事故発生時の緊急連絡先（別紙記載）

1 6 損害賠償について（契約書第12条 第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 7 第三者評価の実施状況

実施の有無	・実施	・未実施
実施した直近の年月日		
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示状況	・開示している	・開示していない

1 8 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

- (1)契約の有効期限は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下の事由がない限り継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ・ご契約者が死亡した場合
- ・介護認定よりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ・事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・当事業所の滅失や重大な毀損によりご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合。
- ・事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- ・ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（以下(2)参照）
- ・事業者から契約解除の申し出た場合（以下(3)参照）

(2)ご契約者からの解約又は契約解除の申し出があった場合（契約書第16条・17条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することが出来ます。その場合は、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の事項に該当する場合は、即時に契約を解約又は解除することが出来ます。

- ・ご契約者が入院された場合
- ・ご契約者の居宅サービス計画等が変更された場合
- ・事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護等のサービスを実施しない場合
- ・事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3)事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ・ご契約者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4)契約終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

19 運営推進会議について

- （1）事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努めます。
- （2）当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- （3）「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。
- （4）「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内および出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

2.0 当事業所における苦情の受付（契約書第20条参照）

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○シニアスクール デイサービス洲崎 苦情受付窓口 担当者：千葉周平（管理者兼介護職員）

TEL：03-6312-3588

受付時間：月～金 8：30～17：30 （土日、祝日、年末年始を除く）

※担当者不在の場合は他職員が対応します

○株式会社 健美陽

TEL：03-6312-3588 FAX：03-3643-9395

受付時間：月～金 8：30～17：30 （土日、祝日、年末年始を除く）

○江東区役所 福祉部介護保険課 介護サービス利用相談

TEL：03-3647-9099

○東京都庁 福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課

TEL：03-5320-4291

○東京都国民健康保険団体連合会（東京都国保連合会） 介護相談窓口

TEL：03-6238-0177

指定地域密着型通所介護等のサービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 東京都江東区東陽 5-3-9
名称 シニアスクール デイサービス洲崎

説明者 職名 管理者兼介護職員
氏名 千葉 周平 印

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護等のサービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者 住所 _____

氏名 _____ 印
(続柄 _____)

◎肖像権に関する同意

ご契約者は、事業者が広告などで作成する書籍・雑誌等の出版物、ポスター、チラシ、パンフレット、Web 等（以下「媒体」という。）に、ご契約者を描画または撮影したイラスト・写真等を、ご契約者に対する対価なく掲載することにつき、次の条件のもと、これに同意し、事業者に対して肖像権を主張しません。

- ・事業者がご契約者を撮影する時は、ご契約者の同意を得ること
- ・事業者は契約者に対し、媒体に掲載する目的を説明、ご契約者の同意を得ること

同意する 同意しない